

第二地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第二地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、愛宕町、茶与町、南町、春日町、長月町、平生町、五十鈴町、挽木町、プレシャスシティ松阪、垣鼻2区、垣鼻3区、垣鼻4区、吉野町の各自治会（概ね30世帯以上の住民が参加する包括的に住民活動を行う地縁団体をいう。）の区域（以下「第二地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市垣鼻町633番地 松阪市第二公民館に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯、防災、交通安全等に関する事業
- (2) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (3) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (4) 住環境整備に関する事業
- (5) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (6) 産業振興に関する事業
- (7) 地域住民の交流又は連帯に関する事業
- (8) 地域の団体育成に関する事業
- (9) 地域計画の策定及び推進に関する事業
- (10) 生涯学習その他の公民館活動の推進に関する事業

(11) その他地域づくりに関する事業

2 松阪市地域づくり組織条例（令和 2 年松阪市条例第 55 号）第 6 条第 2 項の基本協定が締結された場合は、前項の事業に、この協定に関する事業を加えるものとする。

(構成員)

第 6 条 協議会の構成員は、第二地区に居住する住民及び第二地区で活動する自治会その他の住民活動団体とする。

(組織)

第 7 条 協議会は、総会、運営委員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

第 2 章 役員

(役員の種類)

第 8 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 事務長 1 名
- (4) 会計 1 名

(役員職務)

第 9 条 協議会の役員は、次の職務に当たる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務長は、協議会の運営、出納事務及び活動に関する事務を総括する。
- (4) 会計は、協議会の会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(監事)

第 10 条 協議会に監事 2 名を置く

2 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員及び監事の任期)

第 11 条 協議会の役員及び監事の任期は 2 年とする。

2 補欠により選出された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び監事の決定)

第 12 条 協議会の役員及び監事は、総会に諮り決定する。

第 3 章 総会

(総会の種別)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は 60 名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第 15 条 通常総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 代議員の 5 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 構成員の 20 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その請求があった日から 60 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 20 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議決は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の

決するところによる。

- 2 前項の議決において会長は、やむを得ない事由により代議員を招集できないと認めるときは、議決を要する事項をあらかじめ代議員に書面で通知し、代議員が書面の提出により表決する方法によって決することができる。この場合、第 17 条の総会の成立は、提出された書面の数だけ代議員の出席があったものとして判定する。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事。
- (2) 規約の改廃の決定に関する事。
- (3) 地域計画の決定に関する事
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第 4 章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第 22 条 運営委員会は、第 8 条の役員並びに第 25 条の部会の委員、及び地域内の民生児童委員、教育・文化・体育・福祉などに関する団体から選ばれた代表者等をもって構成する。

- 2 運営委員会の委員は、役員が推薦し、会長が選任する。
- 3 運営委員会の委員の定数は 20 名以内とする。

(運営会議の招集と議長)

第 23 条 運営委員会は、会長がこれを招集する。

- 2 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の審議事項)

第 24 条 運営委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項。
- (4) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
- (5) 各部会の実績及び決算に関すること。
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第 5 章 その他の会議

(部会)

第 25 条 協議会に次の部会を置く。部会は第二地区の各自治会長、民生児童委員及び各種団体代表等で構成する。

- (1) 文化・スポーツ部会
- (2) 福祉・健康部会
- (3) 自治会部会
- (4) 総務部会
- (5) 広報部会

2 各部会は、各部会を構成するものの中から互選により各部会の長を推薦し、これを会長が任命する。

(部会の役割)

第 26 条 部会は、第 2 条の目的を達成するための事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 各部の実績報告及び決算に関すること。
- (3) その他部会運営に関すること。

3 各部会長は、部会の事業を円滑に遂行するために、会長の承認を得て、部会内外のメンバーからなる分科会を設置することができる。

第6章 会計及び監査

(経費)

第27条 協議会の経費は、各自治会負担金、寄付金、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第29条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員より帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(委任)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年12月4日から施行する。

(権利等の承継)

- 2 第二地区住民協議会設立準備会に係る一切の権利、財産等は、第二地区まちづくり協議会が承継するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月19日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第二地区自治連合会の事務、書類等は、協議会が承継するものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。